

熊本市上下水道局給水装置工事設計施工基準 令和5年度改訂新旧改訂表

			新	旧
P2-14	2.10.1	追加	(4) 単位 ①給水管及び配水管の口径の単位はミリメートルとし、単位 記号はつけない。	
P2-15	2.10.1	削除		(4) 単位 ①給水管及び配水管の口径の単位はミリメートルとし、単位 記号はつけない。
P2-15	2.10.2	追加	竣工図の作図は平面図を基本として、必要に応じ詳細図・立面図・系統図を作成するものとする。	
		削除	(5) 立面図・アイソメ図 立面図は・・・・・・記載すること。 <del>※立面図記入例参照</del>	(5) 立面図・アイソメ図 立面図は・・・・・・記載すること。 ※立面図記入例参照
		修正	(6) その他 受水槽式給水の場合の図面は、直結式給水部分（受水槽まで）と受水槽以下の平面図と系統図等に分け、直結式給水部分は平面図と立面図を作成すること。	(6) その他 受水槽式給水の場合の図面は、直結式給水部分（受水槽まで）と受水槽以下の平面図と系統図等に分けること。
P2-18		修正	平面図記入例	平面図記入例
P2-19		削除		立面図記入例
P4-1	4.2	修正	2. 配水管への取付口の位置は、他の給水管の分岐位置から30センチメートル以上離すこと。 (施行令第6条第1項第1号)	2. 配水管への取付口の位置は、他の給水管の分岐位置から30センチメートル以上離すこと。 (施行令第5条第1項第1号)
P4-13	4.9.6	修正	表題 クロスコネクション防止 施行令第6条第1項第6号	表題 クロスコネクション防止 施行令第5条第1項第6号
P11-3	表11-1	追加	・平面図と立面図が整合していること。(双方作図の場合)	